

建設リサイクル法に基づく届出（分別解体等の事前届出制度）について

届出等の対象となる建設工事（対象建設工事）は下記のとおりです。

●種別 届出対象となる規模等

- ・建築物の解体工事 当該工事部分の床面積の合計が80㎡以上
- ・建築物の新築・増築 当該工事部分の床面積の合計が500㎡以上
- ・建築物の修繕・模様替 請負代金の額が、1億円以上
- ・建築物以外のものの解体・新築等 請負代金の額が、500万円以上

●届出の時期

- ・工事に着手する日の7日前まで

●届出していただく方（届出義務者）

- ・対象建設工事の発注者の方

届出等は、原則として発注者本人又は自主施工者本人が、受理行政庁に出向き提出する必要があります。発注者の代理者又は代行者が届出書等の提出を行うこともできますが、代理者の場合は、発注者が記名・押印した委任状の提出が必要となります。（代行者の場合は、委任状を提出する必要はありません。）

【参考】 代理者及び代行者の要件について

- ◆建築士の方は、報酬を受けて代理者又は代行者となることができます。
- ◆行政書士の方は、報酬を受けて代行者となることができます。（平成14年7月1日以降は、行政書士法の改正により、代理者となることもできます。）
- ◆建築士及び行政書士以外の方は、無報酬で代理者または代行者となることができます。（報酬を受けて代理者又は代行者となることはできません。）
- ◆発注者が法人の場合で、代表者本人ではなく社員が代理で届け出る場合には、委任状の提出が必要となります。

●届出先（受理行政庁）

- ・対象建設工事のうち一部の小規模なもの → 飯田市
- ・上記以外 全ての対象建設工事 → 知事（各建設事務所）

●提出部数 2部

うち一部は、届出書の受理を証するため、受理行政庁の受理印を押印して返却します。

*上記についての詳細は、長野県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/infra/kensetsu/shisaku/recycling/index.html>

問い合わせ先

地域計画課 建築指導係

電話 22-4511 内線 3775